

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年6月11日(2020.6.11)

【公開番号】特開2018-42587(P2018-42587A)

【公開日】平成30年3月22日(2018.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-011

【出願番号】特願2016-177286(P2016-177286)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

抽選結果に基づいて演出の進行を制御することができる演出制御手段が保護ケースに収容される遊技機であって、

導電性を備えた第1の金属板と、

導電性を備えた第2の金属板と、

導電性を備え、弹性を有する導電性弹性部と、

を備え、

前記第1の金属板は、少なくとも一部が前記保護ケースの外部に露出するかたちで前記保護ケースに設けられる一方、前記第2の金属板は、前記保護ケースに設けられずに当該保護ケースの外部に設けられており、

前記保護ケースが前記遊技機へ装着されると、前記第1の金属板と前記第2の金属板とが前記導電性弹性部を介して電気的に接続されることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

ところで、遊技ホールの島設備から遊技機に供給される遊技球は、遊技ホールの島設備と遊技機とを循環する際に遊技球が互いにこすれ合うことで静電気を帯びるため、遊技機には遊技球からの静電放電による電磁波ノイズの対策を講ずる必要がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、電磁波ノイズによる影響を低減することができる遊技機を提供することにある。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0007**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0007】**

(解決手段1)

抽選結果に基づいて演出の進行を制御することができる演出制御手段が保護ケースに収容される遊技機であって、導電性を備えた第1の金属板と、導電性を備えた第2の金属板と、導電性を備え、弹性を有する導電性弹性部と、を備え、前記第1の金属板は、少なくとも一部が前記保護ケースの外部に露出するかたちで前記保護ケースに設けられる一方、前記第2の金属板は、前記保護ケースに設けられずに当該保護ケースの外部に設けられており、前記保護ケースが前記遊技機へ装着されると、前記第1の金属板と前記第2の金属板とが前記導電性弹性部を介して電気的に接続されることを特徴とする遊技機。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】**

この遊技機では、抽選結果に基づいて演出の進行を制御することができる演出制御手段を備えている。この遊技機では、さらに、第1の金属板、第2の金属板、弹性を有する導電性弹性部を備えている。第1の金属板は、少なくとも一部が前記保護ケースの外部に露出するかたちで前記保護ケースに設けられる一方、前記第2の金属板は、前記保護ケースに設けられずに当該保護ケースの外部に設けられており、保護ケースが前記遊技機へ装着されると、前記第1の金属板と前記第2の金属板とが前記導電性弹性部を介して電気的に接続される。

**【手続補正6】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0009**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0009】**

このように、本発明の遊技機では、導電性を備えた第1の金属板と第2の金属板とを導電性弹性部を介して電気的に接続されることにより、演出制御手段への電磁波ノイズの影響を、第1の金属板と第2の金属板とにより低減することができる。したがって、電磁波ノイズによる影響を低減することができる。

**【手続補正7】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0010**【補正方法】**削除**【補正の内容】****【手続補正8】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0011**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0011】**

本実施形態では、例えば、普通抽選結果、第一特別抽選結果又は第二特別抽選結果が抽選結果に相当し、図119の周辺制御ユニット1500が演出制御手段に相当し、図1の

パチンコ機 1 が遊技機に相当し、図 119 の金属製のシールド板 1540 が第 1 の金属板に相当し、図 123 の演出表示装置 1600 における金属製裏蓋が第 2 の金属板に相当し、図 123 の導電性弾性部材 1545 が導電性弾性部に相当する。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の遊技機においては、電磁波ノイズによる影響を低減することができる。